

運 営 規 程

第 1 章 総則

(運営)

第 1 条 本会議所の運営については定款に定めがない場合は本規程の定めるところによる。

第 2 章 役員任務

(任務)

第 2 条 理事は理事会を構成し本会議所の目的達成の事業を企画、検討、実施しかつその成果を確認し議事録並びに関係書類を作成し理事長に提出しなければならない。

2. 監事は本会議所の業務及び財産状況を監査し必要あるときは理事長に報告書を提出しなければならない。

(常任理事会)

第 3 条 理事長は理事会の運営を円滑に行うために必要と認めるときには常任理事会を設置することができる。

2. 常任理事会は理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。常任理事は 15 名以内とし理事の中から理事長が指名する。

3. 常任理事会は理事長が必要と認めるときに開催する。理事長は会日の前日までに議題及び日時、場所を明記してこれを招集する。

4. 常任理事会は理事長又は理事長の指名した者が議長となる。

5. 常任理事会は常任理事（理事長、副理事長、専務理事、常務理事を含む）の 3 分の 2 以上の出席により成立し議事は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(常任理事会の招集請求)

第 4 条 常任理事（副理事長を含む）3 名以上の請求があったときは理事長は常任理事会を招集しなければならない。

2. 前項の常任理事による請求は議題を明示してこれをしなければならない。

(常任理事会の議事録の閲覧)

第 5 条 常任理事会の決議はその要点を議事録に記載し事務局に備え付けておかなければならない。

2. 会員は常任理事会の運営に支障なき限りいつでも前項の書類の閲覧を求めることができる。

第 3 章 会員の責務

(出席に関する事項)

第 6 条 正会員は全ての会合において欠席、遅刻、早退する場合は必ずあらかじめ届出なければならない。

2. 正会員は会合に出席する際には原則として正服を着用し J C バッジを佩用しなければならない。

3. 出席率に関しては別に出席規程の定めるところによる。

第4章 委員会

(委員会並びにその機能)

第7条 定款第59条に定める委員会並びにその機能は理事長がそれを定める。

2. 委員会の事業計画は別途定める。

(構成)

第8条 委員会には委員長1名、副委員長若干名、委員若干名を置く。

2. 委員長並びに委員の任命は定款第60条の定めるところによる。

3. 副委員長の任命は専務理事がこれを行い、理事会の承認を得る。

4. 副委員長に事故あるときは、委員長は理事会の承認を得て、これに代わる新たな副委員長を任命することができる。ただし、当該年度の6月末日までに限る。

5. 前項の場合、解任されたものは、当初より副委員長の任に就かなかつたものと見做し新たに任命された者は、当該年度1月1日よりその任にあったものと見做す。

(委員長の職務)

第9条 委員長は委員会を統括する。

2. 委員長に事故あるときは副委員長がこれを代行する。

3. 各委員長は委員会の協議した結果を速やかに書面にて理事長に報告する。

(議事録)

第10条 委員会の議事については、議事録を作成し、承認を受けた後7日以内に事務局へ提出しなければならない。

2. 議事録は、委員長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、委員長が指名する副委員長もしくは委員2名以上がこれに署名するものとする。

(1) 会議の日時、場所及び会議の目的である事項

(2) 出席者及び欠席者氏名

(3) 議事の経過の概要及びその結果

(開催)

第11条 委員会は原則として毎月1回開催するものとする。

第5章 雑則

(褒賞に関する事項)

第12条 本会議所の目的に著しい功績のあった個人又は団体に対して別に定める褒賞規程による褒賞を行う。

(その他の事項)

第13条 本規則に定めるものの他本会議所運営に関する必要な事項は理事会において決定する。

(変更)

第14条 本規程の変更は定款その他別段の定めがある場合を除き、理事会の決議による。

附則

本規程は昭和56年12月1日より施行する。

本規程は昭和58年2月23日より施行する。

本規程は平成6年1月1日より施行する。

本規程は平成7年1月1日より施行する。

この運営規程変更は、理事会決議の日から施行する。(理事会決議日=平成6年1月30日)
本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。